

## 検体検査実施料に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のお引き立てを賜り厚く御礼申し上げます。  
このたび、令和4年3月16日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発0316第1号」により、下記の検査項目の一部変更が通知されましたので、ご案内申し上げます。

敬具

記

■ 《保険収載適用日》

2022年 4月1日（金）ご依頼分より

■ 《一部改正された項目》

SARS-CoV-2核酸検出（材料によって項目コードが異なります）

項目コード	項目名称	保険点数
0777	COVID-19PCR鼻咽頭	【検査委託】 850点（425点×2回分） 【それ以外】 700点（350点×2回分）
0778	COVID-19PCR唾液	

※検体採取を行った保険医療機関以外の施設に検査を委託する場合のSARS-CoV-2 核酸検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出の点数については、中央社会保険医療協議会総会（令和4年 3月16日）において承認されたとおり、令和4年7月1日に再度見直しを行い、700点となる予定です。

■ 《検体検査実施料の変更された内容》 \* 下線部分が追加および変更されました。

項目名	保険点数	判断料	診療報酬区分	備考
SARS-CoV-2核酸検出	(検査委託) 850点 (425点 ×2回分)  (それ以外) 700点 (350点 ×2回分)	微生物学的検査判断料 (150点)	「D012」 感染症免疫学的検査の「56」  または  「D023」 微生物核酸同定・定量検査の「10」	SARS-CoV-2核酸検出は、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「56」HTLV-1抗体（ウエスタンブロット法及びラインブロット法）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定し、それ以外の場合は、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、いずれの場合についても、本検査に係る検体検査判断料は、区分番号「D026」検体検査判断料の「7」微生物学的検査判断料を算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス2013-2014版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ～（略）～